

第2章

計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画で目指す姿

第4次基本計画は、市条例に基づき、本市の男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の方向を定め、本市の現状と課題を踏まえた具体的施策の体系をまとめたものです。

市条例の基本理念に従い、男女の人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことができる社会の実現を目指しています。

また、第4次基本計画の副題については、様々な分野への女性の参画に引き続き取り組むことや基本計画の継続性などを踏まえ、第3次基本計画の「女性がいきいきと活躍できるまちを目指して」を引き継ぎます。

2 計画の位置付け等

- (1) 本計画は、市条例第8条に定める「基本的な計画」であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 本計画のうち第3章の「柱V－施策の方向1」を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第2条の3第3項に基づく本市の「基本的な計画」と位置づけ、「第3次北九州市DV対策基本計画」としました。
- (3) 本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく、「市町村推進計画」を包含します。
- (4) 本計画は、本市の基本構想・基本計画である「元気発進！北九州プラン」の部門別計画に位置付けられるものであり、本市各種計画との整合性を図りながら推進していきます。
- (5) 本計画の推進を通して、「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に貢献します。

3 計画期間

第4次基本計画の計画期間は、5年間（令和元年度～令和5年度）とします。

計画の体系

女性活躍 = 女性活躍推進計画
DV対策 = 第3次DV対策基本計画



※計画の各柱に主に関連するSDGsのアイコンを示しています。アイコンについては、p72の用語解説に掲載しています。